

地域おこし協力隊募集・選考及び活動支援業務委託 仕様書

1. 業務名

地域おこし協力隊募集・選考及び活動支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 目的

地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）は、都市地域から地方に移住し、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

本業務では、震災前よりも活気あるより良い地域を目指し、地域協力活動を行う意欲的な地域おこし協力隊員を募集・選考するとともに、円滑な活動を実現するためのきめ細やかなサポート体制を構築することで、任期終了後の地域おこし協力隊員の定住促進を目的とする。

3. 業務期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

受託者は、本市が任用している隊員7名及び今後募集を行う6名（別表【令和7年度地域おこし協力隊一覧】）を対象とし、次の業務を行うものとする。

また、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が企画・提案した内容を本業務の委託に反映し請け負うものとする。

実施手法やスケジュールは提案者の提案によるものとし、市と受託者は業務遂行に際し随時連絡を取り合い、進捗状況の確認や手法の調整等を協議するものとする。

（1） 隊員の募集・選考

① 募集計画の作成

- ・ 募集希望する部署または地域づくり協議会と市担当者同席の上で打合せを行うこと。

② 募集要項・求人情報等の作成

③ 募集広報の実施

- ・ 都市部在住の若者に向けた効果的な募集広報を行うこと。

④ 選考審査の実施

- ・ 書類審査、面接審査による選考審査を行うこと。
- ・ 面接審査に市の担当者を同席させること。
- ・ 最終的な合否の決定は市が行うものとする。

⑤ 再募集

- ・ 隊員の任用が予定人数に満たない場合は再募集を行うこと。

(2) 隊員の活動支援

① 活動計画策定の支援

② 活動指導及び支援に関する業務

- ・ 指導内容や支援状況については、報告書を市へ提出すること。
- ・ 隊員および市担当者との定例報告は月1回以上実施し、記録簿を市へ提出すること。

③ 隊員向け研修会の実施（年2回）

④ 隊員の活動発表会を実施（年1回）

⑤ 上記①～④の他、隊員が円滑に活動できるよう支援すること。

- ・ 隊員が円滑に活動できるネットワークづくり（地域住民、事業者、各種団体等への仲介等）を支援すること。

別表【令和7年度地域おこし協力隊一覧】

No.	任用予定期間	活動任務	人数
1	令和7年1月6日～ 令和9年12月31日	地域づくり協議会の活動支援（御祓）	1名
2	令和7年6月1日～ 令和10年5月31日	地域づくり協議会の活動支援（矢田郷）	1名
3	令和7年6月1日～ 令和10年5月31日	地域づくり協議会の活動支援（田鶴浜）	1名
4	令和6年11月22日～ 令和9年10月31日	七尾ファンクラブの加入促進（企画政策課）	1名
5	令和6年11月1日～ 令和9年10月31日	災害ボランティアと地域づくり協議会の中間支援 （地域づくり支援課）	1名
6	令和6年12月1日～ 令和9年11月31日	市の魅力をSNSで発信（広報広聴課）	1名
7	令和7年9月1日～ 令和10年8月31日	産業の活性化及び発展に繋げる活動（産業振興課）	1名
8	募集予定	未定	6名
		合計	13名

5. 業務の執行体制

受託者は、この業務を遂行する能力を有した者を統括責任者として配置すること。

6. 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、概要及びその体制と責任者を明記した書面を市に事前提出し、承諾を得なければならない。

7. その他

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり発生した障害や事故については、市に報告して指示を仰ぐとともに、早急に対応するものとする。
- (2) 本業務の実施内容について、市は調査し、報告を求め、又は適正な履行を求めることがある。
- (3) 成果品に使用する素材についての著作権の手続きは、受託者が行うものとする。
- (4) 仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、その都度市と協議のうえ、決定するものとする。